

情報セキュリティ基本方針

日本商品先物取引協会
(制定) 令和4年8月1日

日本商品先物取引協会（以下「当協会」といいます。）は、当協会の情報資産を事故、災害、犯罪などの脅威から守り、会員、関係諸団体並びに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティに取り組みます。

1. 当協会の責任

当協会は、組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善、向上に努めます。

2. 体制の整備

当協会は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を当協会の正式な規則として定めます。

3. 全役職員の取組み

当協会の全役職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令等の要求事項の遵守

当協会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範の義務を遵守いたします。

5. 違反及び事故への対応

当協会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

以上